

第4章 自然と共生する環境保全のまちづくり

第1節 環境保全

現状と課題

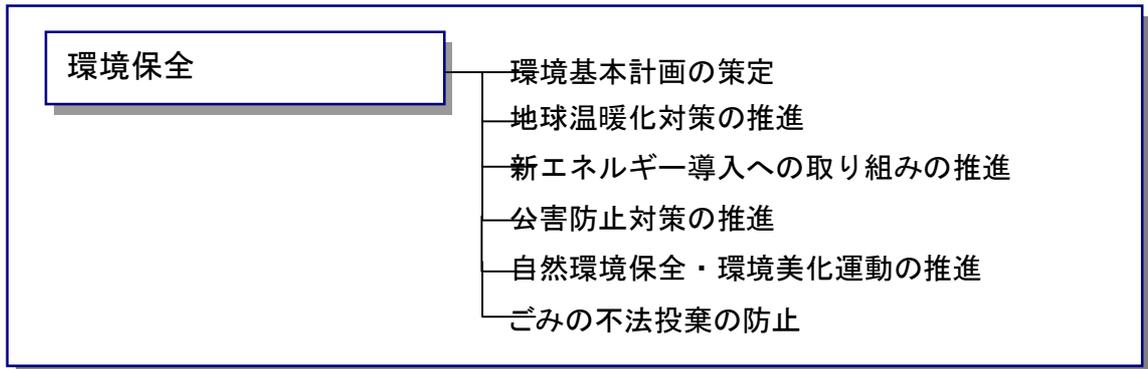
- 地球温暖化をはじめとする地球環境問題から、水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、自治体においても、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な環境施策の展開が極めて重要な課題となっています。
- 本市は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩山系や秩父山系の森林とともに、森林地域をはじめ清らかな水の流れる溪谷、河川など、豊かな自然に恵まれています。これら豊かな自然環境の保全に努めてきたほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく市内における温室効果ガスの削減、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進、さらには広報・啓発活動の推進や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。
- 市民の環境保全への関心も急速に高まってきており、市民が主体となった河川などの一斉清掃や環境美化運動に取り組むなど、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。
- 優れた自然環境の保全をはじめ、省エネルギーの推進、太陽光・バイオマス*などの新エネルギーの活用の推進など地球温暖化防止対策の推進に向け、市民・事業所や地域が一体となって環境保全に取り組む必要があります。また、快適な住みやすい環境の保全に向けた公害対策についても推進をしていく必要があります。

施策の目的

市民との協働のもとにあらゆる環境問題への対応を進め、豊かな自然環境の保全とともに総合的な生活環境の保全に努めます。

* バイオマス：家畜排せつ物や生ごみなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

施策の体系



主要施策

(1) 環境基本計画の策定

環境基本計画を策定し、環境保全に関する啓発や環境教育などを通して、市民意識の高揚を図ります。

(2) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの削減に向け、エコオフィスプラン（地球温暖化対策率先実行計画）及び地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、行政等の各主体が、市域の自然的・社会的な特性を踏まえ、各々の役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

(3) 新エネルギー導入への取り組みの推進

太陽光・バイオマスなど、環境負荷の少ない新エネルギーの導入について調査・研究を進めます。

(4) 公害防止対策の推進

水質汚濁をはじめ、騒音、悪臭、振動などの公害に対し、関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害防止に努めます。

(5) 自然環境保全・環境美化運動の推進

国立公園、自然環境保全地区、自然記念物など貴重な自然の保護に努めます。
また、市民との協働のもと、緑化の促進や河川清掃などの環境美化活動を推進します。

(6) ごみの不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進による市民の環境保全意識の高揚、パトロールの実施など監視等により、ごみの不法投棄の防止に努めます。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 環境基本計画の策定	・ 環境基本計画の策定、推進事業
(2) 地球温暖化対策の推進	・ 地球温暖化対策推進事業
(3) 新エネルギー導入への取り組みの推進	
(4) 公害防止対策の推進	・ 公害対策事業
(5) 自然環境保全・環境美化運動の推進	・ 自然環境保全・環境美化運動推進事業
(6) ごみの不法投棄の防止	・ 不法投棄対策事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
市内に排出される温室効果ガス (CO ²) 総排出量	(kg-co ²)	—		温暖化対策に取り組みます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">・省エネルギーなど環境に配慮した生活を行うとともに、身近な自然の保護活動に参加します。・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。・不法投棄の監視に参加します。	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組むとともに公害関係法令を遵守した事業活動を行います。・地球温暖化防止、省資源・省エネルギーの推進を図ります。

第2節 環境衛生

現状と課題

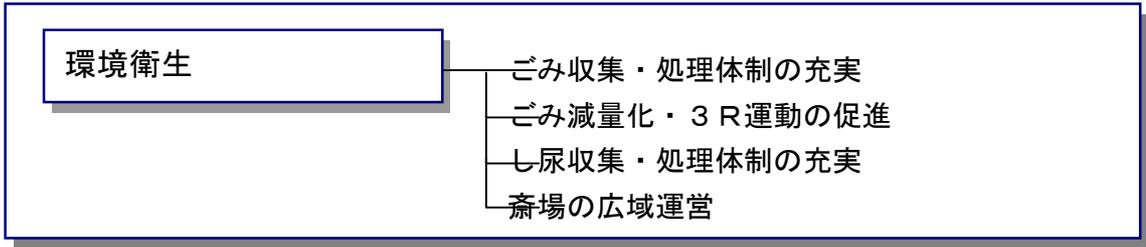
- 環境問題の多くは、日々の事業活動や日常生活がもたらす環境への負荷によるところが大きく、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後も、社会全体として環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。
- 本市のごみ処理は、現在、塩山地域では一般家庭可燃ごみは甲府市営の施設で、一般家庭粗大ごみ及び事業系可燃ごみは、県内及び県外の民間業者に処理委託しており、勝沼・大和地域では山梨市・笛吹市・甲州市で運営する東山梨環境衛生組合の施設で処理を行っています。今後は甲府市・笛吹市・山梨市・甲州市で設立した甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合によるごみ処理施設の整備の完成が平成26年度に予定されています。広域で処理することから資源の再利用、熱回収等についての高効率化が可能であり、それに伴う環境負荷の低減や施設建設及び運営コストの低減など市内のごみの安定した処理が見込まれます。
- 甲府・峡東地域ごみ処理施設の整備にあたり、4市においてごみ減量目標を設定していることから、市民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル等の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。
- 本市のし尿処理は、現在、市営のし尿処理場で塩山地域と勝沼地域の一部を処理し、残りの勝沼地域と大和地域の一部のし尿は青木が原衛生センターに処理委託しています。今後は、下水道等の整備に伴いし尿が減少し、浄化槽汚泥が増加すると思われる、これらに即した体制の充実が求められています。
- 斎場については、山梨市・甲州市・笛吹市による東山梨行政事務組合で東山聖苑を運営しています。

施策の目的

循環型社会の形成を目指し、ごみ処理体制の充実を進めながら、3R運動*を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を進めるとともに、し尿処理体制の充実に努めます。また、斎場の利便性向上に努めます。

* 3R運動：循環型社会の形成に向けた、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）に取り組む運動。

施策の体系



主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

安定したごみ処理のため、ごみ収集体制・処理体制の充実に努めます。また、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合による統一した収集・処理体制の確立を図ります。

(2) ごみ減量化・3R運動の促進

市民及び事業者のごみ減量運動や3R運動を促進するとともに、一般家庭用生ごみ処理機の設置を促進します。

(3) し尿収集・処理体制の充実

下水道事業等の推進に伴うし尿の減少と浄化槽汚泥の増加に対応し、収集・処理体制の充実に努めます。

(4) 斎場の広域運営

広域的連携のもと、東山聖苑の利便性向上と適正管理に努めます。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) ごみ収集・処理体制の充実	・ 塵芥収集・処理事業 ・ 広域組合負担金（東山梨環境衛生事務組合、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合）
(2) ごみ減量化・3R運動の促進	・ ごみ減量化及び再生利用推進事業
(3) し尿収集・処理体制の充実	・ し尿処理施設管理運営事業
(4) 斎場の広域運営	・ 斎場運営負担金事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
リサイクル率	%	27	28	リサイクルの促進とごみの減量化に努めます。

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別を確実に実施します。・家庭のごみ発生を少なくします。・3 R運動を行います。	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所でのごみの発生を少なくします。・3 R運動を行います。

第3節 水道

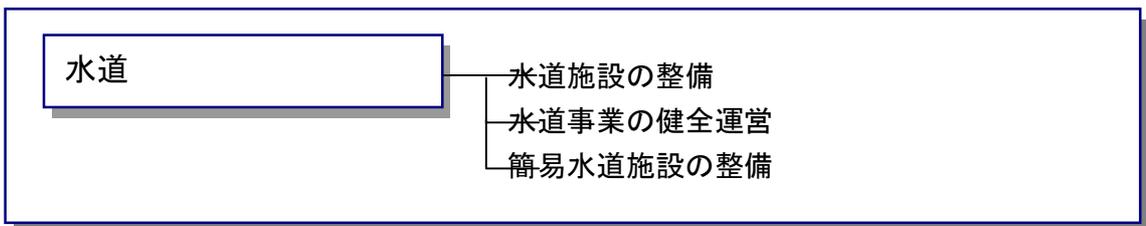
現状と課題

- 水道は、市民が健康で快適な生活を送るために欠くことのできない重要な社会基盤です。
- 本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業によって行っており、普及率は96.4%（平成19年3月31日現在）となっています。
- 水需要に対応し、配水管、配水池など各種水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきており、平成20年から峡東地域広域水道企業団から水道水の受水を行い、水の安定供給が一層図られることになりました。
- 施設の老朽化への対応をはじめ、災害に強い施設の充実、簡易水道施設の統合の検討、水道料金の統一が課題となっています。
- 各種水道施設の計画的な整備及び拡張等を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全な水の安定供給に努める必要があります。

施策の目的

安心で安全な水の安定供給のため、施設の整備など給水体制の充実に努めます。また、水道事業の健全経営に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 水道施設の整備

配水管、配水池などの施設の老朽化や災害時への対応、下水道整備等に伴う水需要の増大への対応、水質管理の強化、長期的な水需要の予測等を総合的に勘案し、各種水道施設の整備を計画的かつ効率的に推進します。

(2) 水道事業の健全運営

事務事業の合理化、効率化や経費の節減、公平で適切な料金体系の設定等を通じ、水道事業の健全運営に努めます。

(3) 簡易水道施設の整備

簡易水道施設の広域な観点に立って合理的かつ適切な整備を進め、効率的な経営・管理を目的とした統合整備事業を実施し、施設の充実を図ります。また、統合整備にあわせて集中監視・管理システムの導入を進め、住民への安心、安全な水の安定供給を図ります。さらに、水道未普及にある小規模水道については、簡易水道統合整備を進める中で区域の拡張等の国の補助採択を検討し、公営水道化に向け施設整備を進めていきます。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 水道施設の整備	・ 取水配水施設整備事業
(2) 水道事業の健全運営	・ 経営計画促進事業
(3) 簡易水道施設の整備	・ 簡易水道等施設整備事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
水道普及率	%	96.4		計画的かつ合理的な整備に努めます。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・ 節水に努めます。	【地域・団体】 ・ 合理的な使用に努めます。

第4節 下水・排水処理対策

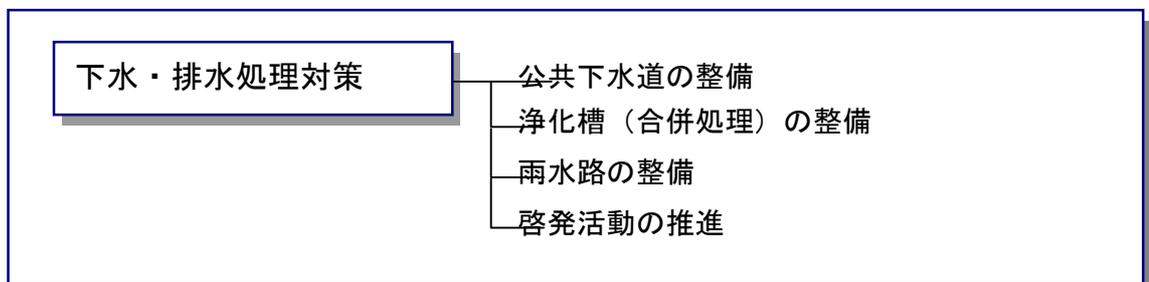
現状と課題

- 河川など公共水域の水質汚濁を防止し、良好な居住環境を確保するため、全国的に下水道の整備が大きな課題となっています。
- 本市の下水処理は、公共下水道と浄化槽（合併処理）で行っており、公共下水道事業については、塩山地域では昭和 54 年から、勝沼地域では昭和 62 年から峡東流域下水道関連公共下水道として事業着手、大和地域では特定環境保全公共下水道として平成 6 年から事業着手して平成 15 年に終了しています。現在、本市全体の下水道普及率は 44.6%となっています。
- 下水道計画区域以外の地域についても大和地域は平成 14・15 年と浄化槽（合併処理）事業を実施し、塩山・勝沼地域についても平成 19 年から浄化槽（合併処理）事業を開始し、市全体の生活排水処理施設の充実を図っています。
- 下水道等の整備は、豊かな自然環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、市民の理解と協力のもと、整備及び加入の促進に努め、さらなるコスト縮減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、さらには適正な使用料などについて、全市的な視点で検討しながら、計画的に進めていく必要があります。
- 近年の異常気象等による集中豪雨によって引き起こる住宅浸水や冠水の対策についても、下水道の役割である雨水排水路を整備する必要があります。

施策の目的

市民の理解と協力のもと、地域の実情に応じた事業による市全域における下水・排水処理施設の整備に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 公共下水道の整備

塩山地域の塩山・松里・奥野田地区のうち978ha、勝沼地域のうち444haを都市計画事業の公共下水道計画区域と定めるとともに、峡東流域関連公共下水道事業として区域を定め整備を図ります。

(2) 浄化槽（合併処理）の整備

塩山地域・勝沼地域・大和地域の公共下水道計画区域以外の地域を浄化槽（合併処理）事業により整備を図ります。

(3) 雨水路の整備

市街地及び住宅密集地の排水不良地域について、整備が図れるよう取り組みます。

(4) 啓発活動の推進

広報・ホームページ等により情報を提供し、個人及び地域へ理解を高め生活排水処理の普及率の推進を促します。

施策の展開

主要施策	主要事業
(1) 公共下水道の整備	・ 幹・支線管渠布設整備事業 ・ 流域下水道負担金
(2) 浄化槽（合併処理）の整備	・ 浄化槽整備推進事業
(3) 雨水路の整備	・ 雨水路整備事業
(4) 啓発活動の推進	・ 普及促進事業

主な成果指標

成果指標の名称	単位	現況値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)	指標の考え方
公共下水道普及率	%	44.6	52	計画的かつ合理的な整備に努めます。
浄化槽（合併）処理人口	人	1,720	2,200	〃

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
・生活排水処理について理解を深め、積極的に排水処理対策に取り組みます。 ・異物（油や合成洗剤、生ごみなど）を流さな	【地域】 ・生活排水処理について理解を深めます。 【事業者】

いよう、生活排水に注意します。

・公共水域の汚濁、汚染防止策となる施設の設置及び管理の徹底を進めます。